

議案第71号

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和2年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を、2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者まで含む緩和措置を定めたいので、この案を提出するものである。